

事務連絡  
平成27年12月4日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課

対香港輸出殻付き家kins卵及び卵製品取扱施設の施設番号について

標記については、「対香港輸出殻付き家kins卵及び卵製品の取扱要領」（平成27年11月27日付け生食発1127第3号・27消安第4367号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長及び農林水産省消費・安全局長通知別紙）により取り扱われているところですが、対香港輸出殻付き家kins卵及び卵製品取扱施設の施設番号を割り振る際には、国内施設における施設番号の重複を防止するために次のような手順が推奨されますのでお知らせします。

記

- 1 施設番号は、殻付き家kins卵取扱施設は「P E」から開始する。  
(「Poultry Egg」の各単語の頭文字)  
卵製品取扱施設は「E P」から開始する。  
(「Egg Product」の各単語の頭文字)
- 2 施設を所管する各自治体の英語表記の上位2から3文字の子音（又は母音）を続ける。保健所設置市の場合はさらに「C」を追加する。（「City」の頭文字）
- 3 当該自治体における登録順を3桁の番号で追加する。

○ 施設番号の例

例1) A B C 県における1番目の対香港輸出殻付き家kins卵取扱施設

施設番号：P E A B C 0 0 1

例2) A B C 市における2番目の対香港輸出卵製品取扱施設

施設番号：E P A B C C 0 0 2